

教育に関する制度等の状況

(1) 第 2 期教育振興基本計画の策定

平成 25 年 6 月に国の第 2 期教育振興基本計画が策定され、新たに「1 社会を生き抜く力の養成」「2 未来への飛躍を実現する人材の養成」「3 学びのセーフティネットの構築」「4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成」から成る 4 つの基本的方向性が掲げられました。この計画では、教育行政の基本的な方向性の一つとして「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」が打ち出され、その実現に向けた成果指標として全ての学校区において学校と地域が連携・協働する体制を構築することも示されました。

(2) いじめ防止対策推進法の施行

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、いじめに関する基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体・学校等の責務を明らかにし基本方針の策定や組織の設置等が規定されました。

(3) 特別支援教育に係る法改正等

平成 23 年 8 月に「障害者基本法」の改正、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。また、平成 24 年 7 月には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、「障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき」とする基本的な方向性が示されました。

(4) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定

文部科学省は平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しました。この手引において少子化等の影響による学校の小規模化に伴い、学校統合の検討や小規模校を存置する場合の充実策等、諸課題に対して配慮すべき留意点等がとりまとめられました。

(5) 子ども・子育て支援新制度の開始

「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行されました。これにより「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指して、社会全体で子ども・子育て家庭を支援する新たな仕組みが構築されました。

(6) 新たな地方教育行政制度の開始

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が平成27年4月に施行されました。改正法では教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることなど、制度の抜本的改革を行うものとなりました。また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが規定されました。

(7) 小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の改正

小中一貫教育を制度化する「学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が平成27年6月に成立しました。改正法では小中一貫教育を行う新たな学校を「義務教育学校」と規定し、「5・4」制や「4・3・2」制など、9年間を見通した教育課程の編成が設置者の判断で柔軟に運用することが可能となりました。

(8) 次期学習指導要領の改訂に向けて

道徳の教科化や小学校3年生からの英語活動・英語教育、小中一貫教育の制度化等を含めた次期学習指導要領の検討が本格的に始まりました。その中で、新しい時代にふさわしい教育のあり方として、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ「アクティブ・ラーニング」の充実やそのための指導方法の検討が進められています。